

# 在日外国人の育児の現状について (第2報) —母子健康手帳の利用状況—

狩野 鈴子・濱村美和子・三島みどり・永島 美香\*

## 概 要

母子健康手帳は、妊娠・出産・育児に関する健康記録の側面と、育児指導書的な側面を持ち、日本の母子保健の向上に寄与してきた。

今回島根県内在住の乳幼児をもつ外国人母子14名を対象に、日本の母子健康手帳の利用状況について調査した。その結果、母国に母子健康手帳を持たない母親が多く、使い方の説明が不足であること、また母国に帰ったときは使えない等の問題が明らかになった。

キーワード： 母子健康手帳，在日外国人，母子支援

## I. 緒 言

近年、労働力の国際交流化が進んだり、海外から集団で「花嫁」(日本人の配偶者)として来日するなど、かつてないほどに地域や保健医療施設の場において、外国人の妊産婦に接する機会が増加してきた。それにともない保健・医療・福祉の分野で、多様な外国人への対応が必要不可欠となっており、特に母子保健・医療の分野では重要な課題となっている。妊娠・出産・育児に関する内容は、その対応の遅れが深刻な影響を与えかねず、次世代にも渡るものであり、まだ十分な医療、福祉、保健の対応がなされていない(李2003)。

島根県において1990年の外国人登録者数は2,000人であった。その後、中国、ブラジル、フィリピンを中心に外国人登録者数は増え、2003年には5,482人にのぼり10年間で2倍以上に増加となった(島根県環境生活部国際課2004)。また「日本人の配偶者等」は1996年以降顕著な増加をみせ1996年579人であったが1999年には343人増で922人である(島根県総務部国際課2001)。

\* 群馬大学大学院医学系研究科

このような母子保健分析の国際化の現状を受け、1996年厚生省児童家庭局より母子保健強化推進特別事業のひとつに「外国人母子への指導体制の整備事業」が盛り込まれた。その具体的な事業内容の中に「外国版母子健康手帳」作成がある。

今回、在日外国人の母子健康手帳の利用状況を調査し、母子健康手帳が育児支援の一助として有効に活用されるための考察を行ったので報告する。

## II. 方 法

### 1. 研究対象と調査方法

島根県在住の乳幼児を持つ外国人の母親に協力を依頼し、無記名自記式アンケートを実施した。アンケートは日本語、英語、中国語、韓国語で作成し、母親が回答しやすいものを選んで回答してもらった。

アンケートは、中国人12人、フィリピン人25人、アメリカ人1人、イラン人1人の計39人に配布し、16人から回答があった(回収率38.5%)。このうち日本で受け取った母子健康手帳を持っていると回答した14人について集計した。

調査内容

アンケート内容は以下の通りである。

- 1) 母子健康手帳を持っているか
- 2) 何語で書かれたものか
- 3) 母子健康手帳の使用方法・内容説明の有無
- 4) いつ説明を受けたか
- 5) 通読状況
- 6) 母子健康手帳が役立ったか否かとその理由
- 7) 母子健康手帳への要望
- 8) 国籍、年齢、職業の有無等

3. 倫理的配慮

調査にあたっては、①自由意志に基づくものであること②不参加による不利益のないこと③匿名性の保障について依頼用紙に明記した。

この研究は、島根県立看護短期大学研究倫理審査委員会の承認を得ている。

Ⅲ. 結 果

1. 対象の属性 (図1-1～図1-6)

1) 年 齢

母親の年齢は、20歳～29歳が6人、30歳～39歳が7人、40歳～49歳が1人で平均年齢は31.6歳であった。

父親の年齢は30歳～39歳が3人、40歳～49歳が6人、50歳～59歳が4人、無回答1人で平均年齢は44.9歳であった。

2) 国 籍

母親の国籍は中国5人、フィリピン8人、アメリカ1人であった。

父親の国籍は日本13人、アメリカ1人であった。

3) 職 業

母親は有職者7人、無職者6人、無回答1人であった。父親は有職者12人、無職1名、無回答1名であった。

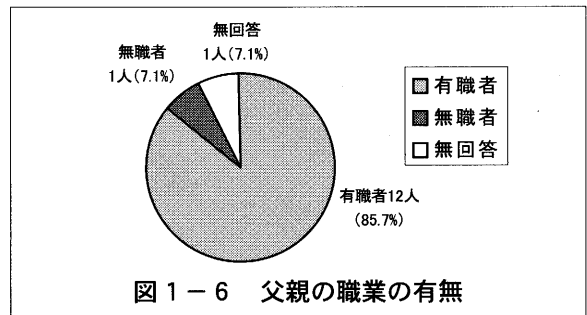
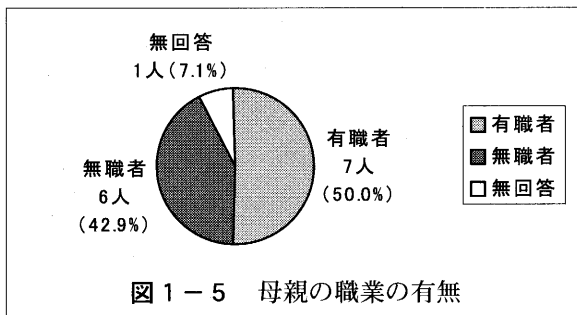
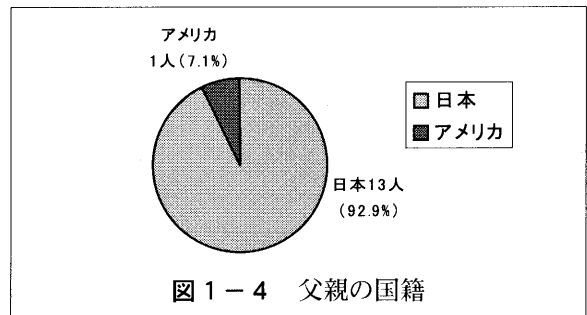
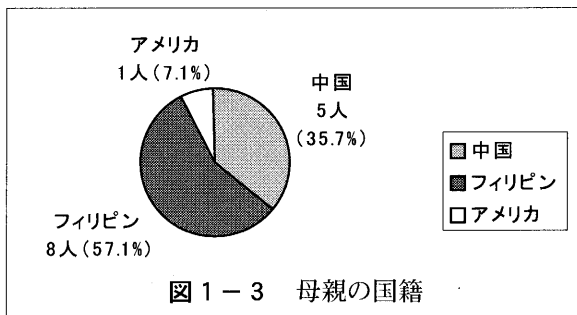
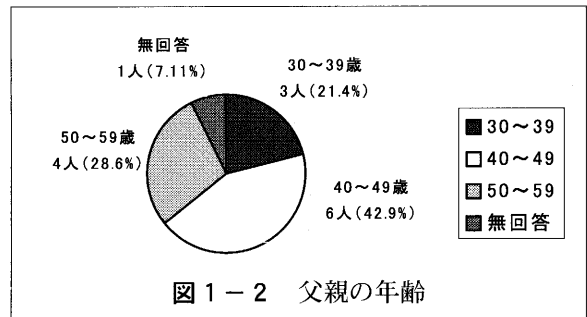
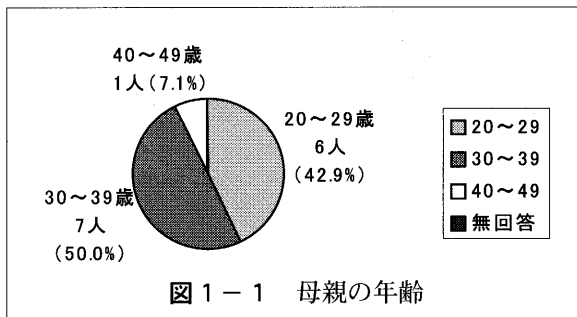


図1 対象の属性

## 2. 母子健康手帳の言語（図2）

「母子健康手帳は何語で書かれたものか」の問いに対し、「日本語」が最も多く7人、次いで「日本語と母国語」が3人、「日本語と英語」が4人であった。

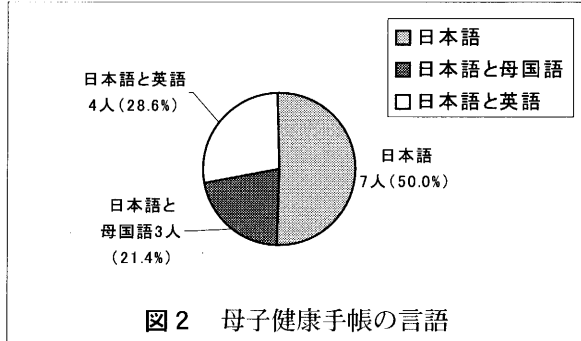


図2 母子健康手帳の言語

## 3. 母子健康手帳の使用方法・内容の説明の有無と機会（図3・図4）

「母子健康手帳の使用方法，内容の説明の有無」については、「説明を受けた」と答えたものは12人（85.7%）「受けていない」と答えたものは2人（14.3%）であった。

説明を受けた12人の内「役所で手帳をもらったとき」説明を受けたと答えたものが7人（50.0%）「妊婦健診のとき」と答えたものが4人（28.6%）、「両方」と答えたものが2人（14.3%）無回答が1人（0.7%）であった。

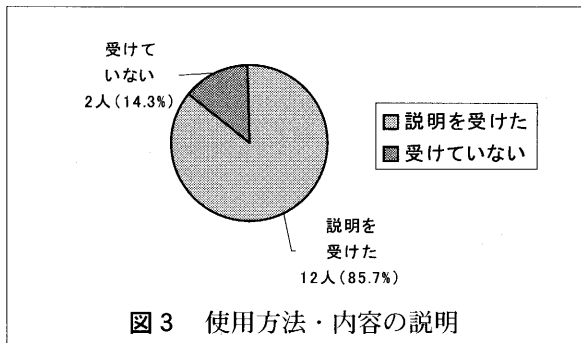


図3 使用方法・内容の説明

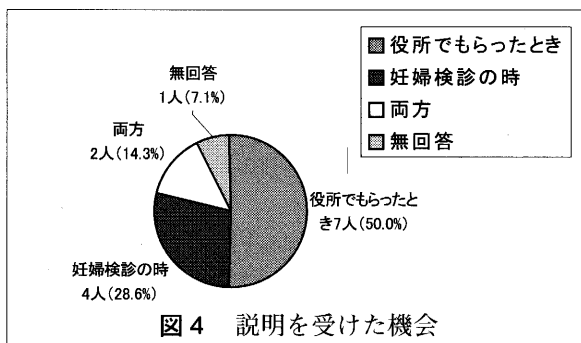


図4 説明を受けた機会

## 4. 母国の母子健康手帳の有無・内容（図5・図6）

「母国にも母子健康手帳のようなものがあるか」の問いについては「ある」と答えたものが3人（21.4%）、「ない」が7人（50.0%）、「わからない」2人（14.3%）無回答が2人（14.3%）であった。「ある」と答えた3人に内容を問うと「妊娠中の生活について」が2人、「子どもの発育について」2人、「予防接種について」3人であった。

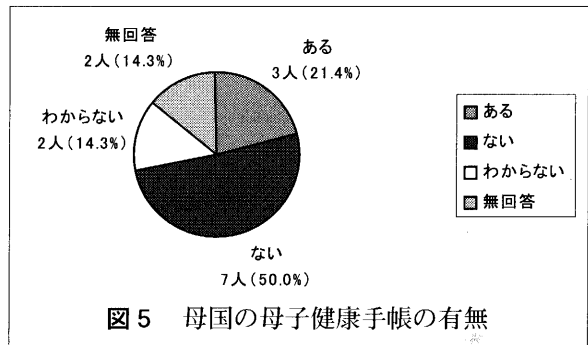


図5 母国の母子健康手帳の有無

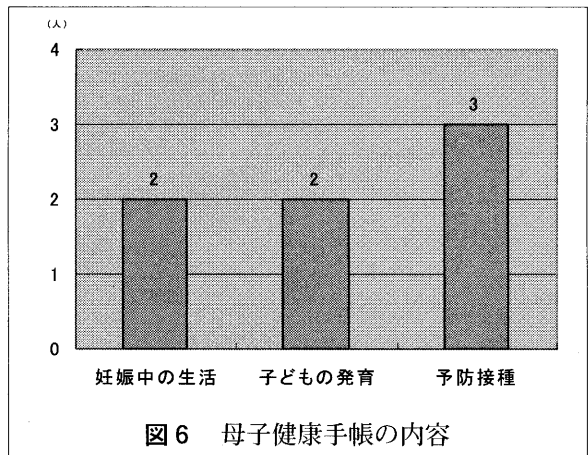


図6 母子健康手帳の内容

## 5. 母子健康手帳の利用状況（図7・図8・図9）

「情報箇所を読んだか」の問いには「ほとんど読んだ」と答えたものが5人（35.7%）、「興味のある項目は読んだ」が2人（14.3%）、「読んでいない」が3人（21.4%）無回答が4人（28.6%）であった。

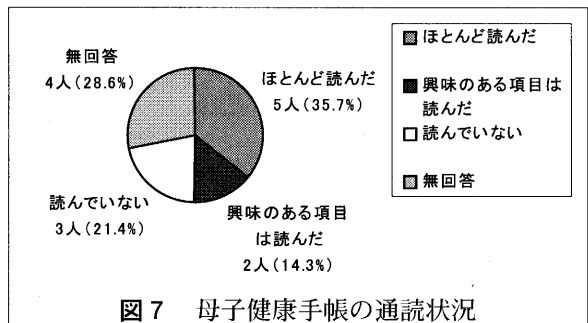


図7 母子健康手帳の通読状況

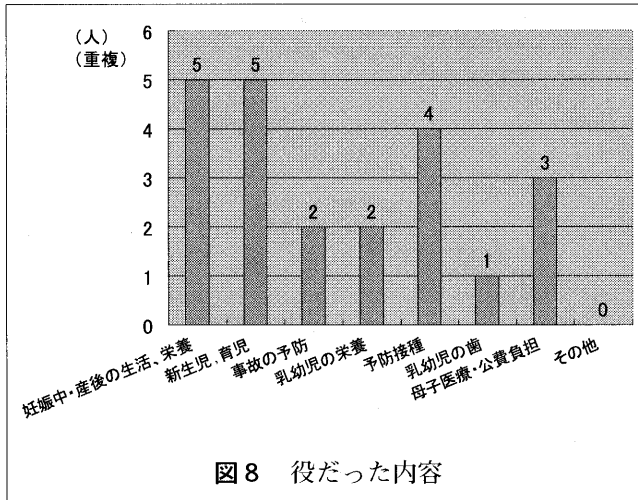


図8 役だった内容

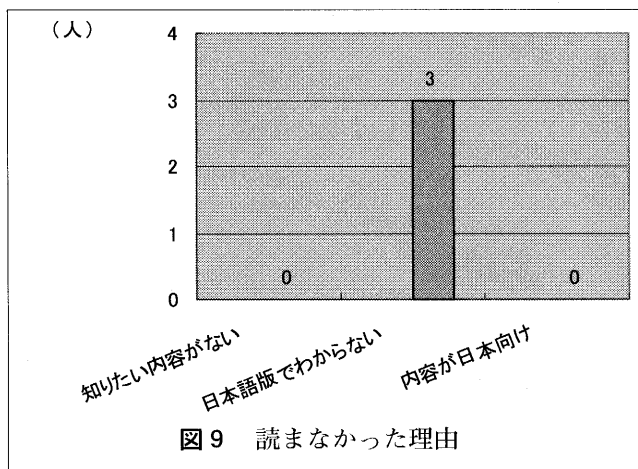


図9 読まなかった理由

(28.6%)であった。

「ほとんど読んだ」「興味のある項目は読んだ」と答えた7人に「母子健康手帳に役立つ情報はあったか」と問うと全員が「ある」と答えた。役立つ情報項目の内訳で一番多かったのは「妊娠中・産後の生活、栄養について」と「新生児、育児について」であった。

「読んでいない」と答えた3人についての理由は全員「日本語版をもらったので言葉がわからない」であった。

#### 6. 日本の母子健康手帳についての要望 (図10)

「母子健康手帳についての感想」(重複)は「今のままでよい」が5人、「もっと使い方の説明があると良い」が5人、「日本ではよいが母国で使えない」が3人、「もっと内容を外国人向けにしてほしい」が3人であった。

### IV. 考 察

今回の回答者16人のうち日本において妊娠、出産をした14人は、全員が日本の母子健康手帳

を取得していた。妊娠届は外国人にも義務づけられており、届け出により母子健康手帳が交付される。しかし、在日外国人のうち超過滞在者の場合は、母子保健医療諸制度の適応については、都道府県・市区町村ごとに適用基準や適用範囲が異なるため、審査の結果、制度が適用されないこともある(李2003)。比較的多いのが、母子健康手帳は交付するが補助券利用制度は適用外となり添付されないという例である。日本の社会保障制度は、国際条項が廃止され、外国人にも等しく適用されているかに見える。しかし現状は適用範囲外になっているものも多く、今後の課題である。

日本の母子健康手帳は、戦時中の「妊産婦手帳」制度としてはじまり、戦後「母子手帳」として制定され、妊婦に1冊から、子ども1人につき1冊ということになった。そして昭和41年に「母子健康手帳」として公布され、その後全面改正や部分改正を経て、現在に至っている(表1)。

母子健康手帳は、妊娠中から自らの手に記録があることで健康状態や成長発達が把握でき、また育児に必要な情報が得られるミニ育児書ともいえる。日本において母子の死亡率が戦後50年間で世界最低レベルまでに下げることができたひとつの理由として、妊娠届出制度と母子健康手帳制度の導入、実施によるところもある。これらは妊婦の健康管理と国民の保健知識を向上させたとして諸外国でも高く評価されている。また、わが国においては、近年では妊娠、出産をする以前においても母親は自らの出生時の母子健康手帳をほと

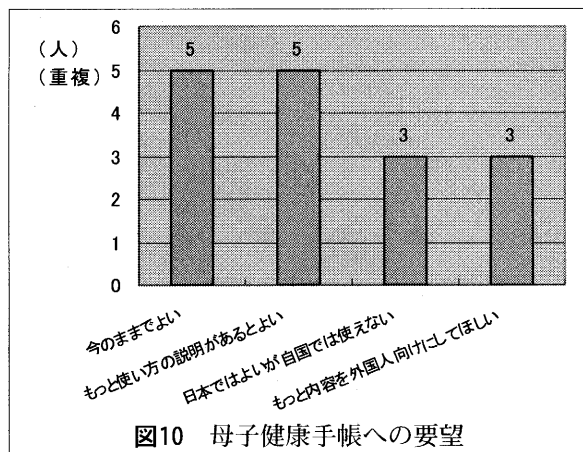


図10 母子健康手帳への要望

表1 我が国の母子健康手帳の変遷

1942 (昭和17) : ドイツの制度を手本とし、妊産婦手帳創設
妊産婦手帳 (昭和17~昭和23年)
・妊婦の健康の自己管理、情報の継続
・4つ折り1枚
・米の増配、出産用脱脂綿、ミルクなど必要物資の特配の恩典付加
・「妊産婦の心得」
1947 (昭和22) : 児童福祉法制定
母子手帳 (昭和23年~昭和41年)
・母子保健対策：健兵健民政策の一環としての人口増加政策から、妊産婦、乳幼児の健康と福祉の増進の観点からの政策へと転換。手帳の視野を小児まで延長
・妊婦に1冊から子ども1人につき1冊
・母と子の健康管理
1950 (昭和25) 改正
・妊娠中の健康状態の記載欄を初期と後期
・「妊産婦の心得」を発展、育児の心得ページ新設
1953 (昭和28) 改正
・児童憲章全文を記載
・乳幼児の発育についてグラフ、標準、精神運動機能の平均的な発達状況を示した
・出産申告書、配給欄の削除 他
1956 (昭和31) 改正
・乳幼児発育の改正 他
1965 (昭和40) : 母子保健法制定
母子健康手帳 (昭和41年~)
・医師等による妊娠の証明は必要でなくなった
・「妊産婦の栄養のとりかた」ページ新設
・検査項目、健康診査等の欄追加され医学的記録として詳細になる
・妊娠、出産、育児に対する情報の充実
・詳細な医学的記録としての性格強める
1970 (昭和45) 改正
1976 (昭和51) 改正
・現行の母子健康手帳の前半、省令によって決められた部分の基本が定められた
1991 (平成3) 改正 : 現在の形式となる
・前半 (49ページ迄) : 省令様式部分
妊産婦や保護者自身と医療・保健の担当者が記入する妊産婦や新生児・乳幼児の記録
・後半 : 通知様式部分 (任意記載事項)
母子保健の情報提供のため、市町村が自由に記載してよい。
妊産婦の健康管理や新生児・乳幼児の養育に必要な情報、予防接種や母子保健サービスに関する情報、母子健康手帳を使用するに当たっての留意事項などを記載している部分。
(実際には厚生省が例として示している内容をそのまま利用しているところが多い。母子保健関係民間団体が印刷した手帳を購入、配布しているところが多い。)
2002 (平成14) 改正
厚生省児童家庭局母子衛生課 (1992) : 日本の母子健康手帳より抜粋

んどが所有しており、認知度も普及率も高い。

しかし、先進国および途上国での母子健康手帳は、先進国では一部の国で実施されているが、途上国においては体重と予防接種カードがそれらに変わるところも多い。

今回の結果からも母国にも「ある」と認識しているものは3人 (21.4%) にとどまっており、

半数が母国には「ない」と答えている。したがって諸外国では母子健康手帳に類するものを使用している地域は少ないということをふまえ、日本人以上に細やかに説明の必要があると思われる。

また在日外国人は妊娠後、健診をあまり受けることなく出産に至る例もある。在留資格の関係や経済的な問題、本人の自覚等の問題もある (加納2003)。母子健康手帳は妊婦が妊娠の届け出をした時にまず説明を受け、妊娠中は検診時に毎回持参し、検診結果を医師または助産師などにより記載される。今回の調査結果では説明を受けた機会は、半数以上が「役所」であり、「妊婦健診時」においては「両方」も含め、6人だけである。助産師は妊娠初期から分娩、新生児早期の母子に関わる機会が多いため、母と子の自己の健康管理のために母子健康手帳があることを認識してもらおうと同時に、病院の外来等での貴重な受診の機会を逃さず、母子健康手帳の使い方、母子保健に関する制度など資源の情報提供等を行う必要がある。

母子健康手帳はいくつかの言語で作成されたものがある。日本語と外国語の2カ国語併記のものや1996年には日本語、英語、ポルトガル語、フィリピン語の4カ国語併記のもの、また8カ国語にそれぞれ翻訳した外国語版などが母子保健事業団から発行されている。

2002年度の全国自治体調査 (堀田, 2002) によると、外国語版母子健康手帳は、調査対象3,295の内、回答のあった自治体1,413の51.1%があると答えている。作成・配布状況は686の自治体において他機関で作成され無料で配布され、28の自治体で自治体が作成し無料で配布、17の自治体で作成し有料で配布、14の自治体において他機関で作成され有料で配布、また32の自治体においては配布がなく、閲覧およびコピーのみのサービスという結果が得られている。

今回の結果では、受け取った母子健康手帳は「日本語」で作成されたものが最も多く7人であった。また母子健康手帳に記載されている情報を読まなかった3人の理由は全員「日本語版で言葉がわからないため」ということをあげていた。外国人母子、支援者側にとって言葉が通じない、分からないというのは大きな問題であ

る。自治体や病院によっては、外国語で行政サービスのインフォメーションを積極的に行うところや「外国人通訳」を配置しているところもある。言葉の問題に対し十分な対応ができなければ、こうした問題に慣れている他機関の協力を得るなどしてニーズに最優先に対応する必要がある。

母子健康手帳を読んだものは全員役に立つ情報があったとし、その内容は「妊娠中・産後の生活、栄養について」「新生児、育児について」と答えている。しかし全体の感想の中では、「今のままでよい」とのみ回答したものは5人であり、その他は「もっと使い方の説明があると良い」「日本ではよいが自国で使えない」、「もっと内容を外国人向けにしてほしい」などなんらかの要望があった。「日本ではよいが自国では使えない」とは日本語で書かれているということや、諸外国との共通理解が不十分なためであろう。母子健康手帳は、一部の国や地域には日本の援助で同様の制度を導入しようとしている国もある。しかし他国において共通で使用できるものとはなり得ていない。また言葉は翻訳したとしても、内容が必ずしも役に立つとは限らない。食文化の宗教的禁忌、清潔についての考え方の違いなど内容自体が習慣等にそぐわない、提供される制度等の情報が必ずしも外国人すべてに適用されない等の問題もある。言語は理解されてもさまざまな文化的価値観の違いなどから「外国人向けにしてほしい」「自国では使えない」といえるのかもしれない。

日本の母子健康手帳は昭和17年、妊産婦手帳として創設されて以来、時代や社会状況にあわせて幾度となく改訂されてきた。今後、在日外国人母子に対する支援をしていく上で母子健康手帳制度のますますの充実が望まれるが、当面の課題として在日外国人の母子に対し少しでも育児に役立つよう交付の際や、健診の際には「十分説明して」使ってもらうことが必要である。また母子保健・医療提供者は母子健康手帳の目的をふまえ個人の記録を残すだけでなく、

疾病の早期発見・予防のため医療機関の間での母子の情報共有手段にも一役かっていることを認識した上で在日外国人への普及をはかっているかなければならない。

## V. おわりに

国際化に伴う在日外国人母子増加の中、母子保健・医療の提供者は、外国人母子の属する文化を理解した上で個別性、継続性のあるケア、サービスをニーズに適合させる必要がある。今回は外国人母子支援事業のひとつ「母子健康手帳」に着目し調査したが、非常に少ない事例であり十分な結果が得られなかった。母子健康手帳の交付が、すべての子どもに適用され、母子の健康の保持増進の一助となり十分に活用されるよう今後も引き続き調査、検討をしていきたい。

## 文 献

- 厚生省児童家庭局母子衛生課（1992）：日本の母子健康手帳，保健同人社，71-101.
- 島根県環境生活部国際課（2004）：島根県の国際化の現状，89.
- 島根県総務部国際課（2001）：島根県在住外国人実態調査報告書，1，4.
- 堀田正央，牛島廣治，小林登，中村安秀，重田政信，李節子（2002）：在日外国人母子保健支援のための全国自治体調査，厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合事業）研究報告書，17-21.
- 李 節子編集（1998）：在日外国人の母子保健，医学書院，55.
- 李 節子（2003）：助産学講座—地域母子保健—，医学書院，169-175.
- 加納尚美（2003）：在日外国人の母子保健，助産学講座—地域母子保健—，医学書院，179，188.

## The Current State of Childcare among Foreign Residents (The 2nd report): The Uses of Maternal and Child Health Handbook

Reiko KANO, Miwako HAMAMURA, Midori MISHIMA  
and Mika NAGASHIMA\*

### Abstract

The Maternal and Child Health Handbook is widely used for health care of mother and child in Japan. It includes various records from pregnancy, delivery and child care, and additional instructions on child care. It has greatly contributed to the improvement of mother and child health care in Japan. This study investigated how widely the handbook is utilized among foreign women residents. A questionnaire written in English was made and 14 women in Shimane-prefecture have responded so far. We found that many came from countries with no similar handbook or system. They complained about insufficient explanations for effective usage of the Japanese handbook. And they complained that it was not useful when they returned to their home countries.

**Key Words and Phrases:** Maternal and Child Health Handbook,  
foreign women residents, support of mother and child

---

\* Gunma University, graduate school of medicine